

健全化判断比率等に基づく令和元年度末貸付残高の分類

令和元年度の機構貸付残高23兆3,996億円のうち、23兆3,778億円、99.91%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法による分類	団体数	平成30年度末貸付残高	割合	団体数	令和元年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	6,325	0.03%	1	6,421	0.03%	0	96	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,154	23,467,618	99.97%	2,159	23,371,404	99.97%	5	-96,213	-0.00%
合計	2,155	23,473,943	100.00%	2,160	23,377,825	100.00%	5	-96,117	

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(16) 21,789百万円を加えると、令和元年度末残高は23,399,615百万円となる。
3. 「令和元年度末貸付残高」は、総務省が令和元年度に発表した「平成30年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により分類。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高(1の内数)の状況

(単位：百万円)

財政健全化法による分類	事業主体数	平成30年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和元年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全企業	4,865	13,048,451	100.00%	4,855	12,837,159	100.00%	-10	-211,292	0.00%
合計	4,865	13,048,451	100.00%	4,855	12,837,159	100.00%	-10	-211,292	

- (注) 1. 「令和元年度末貸付残高」は、総務省が令和元年度に発表した「平成30年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により分類。
2. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
3. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
4. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
5. 「健全企業」とは、前記4以外の事業主体である。